

広島市信用組合 News Release

令和 7 年 10 月 1 日

手形・小切手の発行受付の終了について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

現在、手形・小切手の取り扱いについて、令和 3 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「2026 年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標が掲げられています。そのため、金融界は政府・産業界と一丸になり、2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までに手形・小切手の全面的な電子化に取り組んでおります。

当組合は、これらの社会的要請を踏まえ、以下の対応を実施するので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手帳の発行受付の終了

受付終了日：令和 8 年 3 月 31 日（火）

令和 7 年 6 月 30 日（月）以前に当座預金を開設済みのお客様を対象に、令和 8 年 3 月 31 日（火）をもって、次の手形・小切手帳の発行を停止いたします。

・ 約束手形帳 ・ 為替手形帳 ・ 小切手帳

※発行受付終了日時点で保有されている発行済の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

2. 自己宛小切手の発行受付の終了

受付終了日：令和 8 年 3 月 31 日（火）

令和 8 年 3 月 31 日（火）をもって、自己宛小切手の発行を終了いたします。

3. 手形・小切手帳の発行受付の終了に伴う代替手段のご案内

現在、手形・小切手をご利用中のお客様には、「シシンヨーでんさいネットサービス」や「シシンヨー法人向けインターネットバンキングサービス」といった電子的決済手段をご案内しております。また、当組合所定の払戻請求書による当座預金からの払出を開始しております。

以 上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間：当組合営業日の午前9時から午後5時